

TPP協定交渉に係る国会決議の遵守を求める意見書

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に関し、衆参両議院は、平成25年4月、食品の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと、農林水産分野の重要5項目の聖域を確保できない場合は脱退も辞さないこと、国民の主権を損なうようなISD条項には合意しないこと、国民への十分な情報提供を行うことなどを内容とする決議を採択した。

最近の交渉経過を見ると、日米二国間協議のたびに、牛肉・豚肉の大幅関税引下げや、米の特別輸入枠の設定など、国会決議に反する報道が相次ぐ一方、国からは何ら情報の開示がなく、生産現場では大きな不安と政治への不信が広がっている。

このような中、本年6月、米国議会において、大統領に通商権限を与えるTPA（貿易促進権限）法が成立し、7月中にも参加12カ国の閣僚会合が開かれる見込みとなるなど、TPP協定交渉の妥結に向けた環境が整いつつある。

よって、国においては、TPP協定交渉が国民生活の根幹に関わる重大な問題であること及び平成25年4月の国会決議の重みを改めて認識し、国民への情報開示の徹底など、当該決議を遵守するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月9日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
外務大臣	岸田文雄	殿
農林水産大臣	林芳正	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿
経済再生担当大臣	甘利明	殿

山形県議会議長 野川政文